

(6) 水道事業に係わる維持管理の委託業務について

(7) 給水装置に関する業務について

## Ⅱ 監査の結果

当市の水道事業は、東京都水道事業の事務の委託に関する規約に基づき、昭和50年2月1日から東京都が経営する水道事業の一部の管理及び執行を委任されているものである。従つて本事業は、東京都からの委託事務費により、管理運営されている。

昭和60年度上半期の委託事務は、予算の執行及び水道施設、その他資産の維持管理等、概ね適切に管理執行されている。

以下、若干の意見を付し、監査の概要を記述する。

### 1 水道事務所の事務分掌は次のとおりである。

#### (1) 管理係

ア 受託水道事業会計予算に関すること。

イ 水道事業の計画及び調整に関すること。

ウ 業務状況の公表、事業報告及び諸統計に関すること。

エ 資産管理に関すること。

オ 水道工事用資材（請負資材を除く。）の受払及び検査に関すること。

カ 負担金の徴収に関すること。

キ 所内取締及び他の係の主管に属さない所内施設の保守管理に関すること。

ク 所内庶務に関すること。

#### (2) 業務係

ア 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。

イ 水道使用料の徴収、減免及び滞納処分に関すること。

ウ その他業務に関すること。

#### (3) 工務係

ア 水道工事（給水装置工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。

イ 導送配水管の維持管理及び修繕に関すること。

ウ 消火栓に関すること。

エ 漏水防止（給水管を除く。）に関すること。

オ 断水及び減水に関すること。

カ その他工務に関すること。

#### (4) 給水係

ア 給水装置に関すること。

イ 節水に関すること。

ウ 給水管の漏水防止に関すること。

エ 量水器の管理に関すること。

オ 手数料等の徴収に関すること。

カ 指定水道工事店に関すること。

キ その他給水に関すること。

#### (5) 浄水場係

ア 取水及び受水に関すること。

イ 配水に関すること。

ウ 機械及び器具の整備保管に関すること。

エ 水源及び浄水場の維持管理及び修繕に関すること。

オ その他水源及び浄水場に関すること。

2. 職員の配置状況は次のとおりである。

| 区分    | 職名   | 所長 | 係長 | 主事 | 主事補 | 技師 | 作業員 | 計  |
|-------|------|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 水道事務所 |      | 1  | 5  | 11 | 1   | 2  | 8   | 28 |
|       | 管理係  | —  | 1  | 3  | —   | —  | —   | 4  |
|       | 業務係  | —  | 1  | 4  | 1   | —  | —   | 6  |
|       | 工務係  | —  | 1  | 2  | —   | 1  | —   | 4  |
|       | 給水係  | —  | 1  | 2  | —   | 1  | —   | 4  |
|       | 浄水場係 | —  | 1  | —  | —   | —  | 8   | 9  |

3. 予算の執行状況について

本事業は東京都からの委託事業のため、これに要する経費の全額が東京都の負担となつている。予算は、当市の執行計画に基づき、所要額が毎月交付される仕組みになつている。その執行状況は別表1のとおり、その目的に従い概ね適正に執行されているものと認められる。

(1) 歳入について

9月末日までの上半期予算の執行状況は、概ね順調であるが建設工事収入が予算に比し少い。これは工事計画が下半期に多いためであつた。

(2) 歳出について

ア 旅費の支給について

日当計算の誤りはなかつたが、管内出張命令簿の一部に出張時間の記入のないものが見受けられた。これは福生市職員の旅費に関する条例に基づき、1日5時間以上にわたり管内に出張した場合、支給されるものであり、適確に記入されたい。

イ 超過勤務及び特殊勤務手当の支給について

超過勤務、特殊勤務手当の支給については、昭和55年度の監査で勤務時間の集計の誤りを指摘されているが、今回は誤りはなかつた。

なお、浄水場職員の夜勤時間は月平均約45.7時間であつた。超過勤務時間は月平均8時間であり、業務運営上支障はないものと思われる。

オ 物品及び水道資材の購入受払い事務及び工事契約について

契約、支出負担行為及び支出命令書に関連する事務は、概ね適切に行われていた。なお、工事契約の変更が多いが、これは地下埋設物の適確な把握が困難であるので、やむを得ない要因がある。

4. 水道料金の徴収について

水道料金の収入率は、現年度分で93.05%である。職員の努力により、ほぼ例年並みに順調に収納されている。水道料金の徴収方法は、昭和60年1月から集金による徴収が廃

止され、以後納入方法は口座振替による納入か、納入通知書によることとなつた。9月末日現在、納入通知書による者は7,325件で、その割合は36.46%である。口座振替による者は12,763件で、その割合は63.54%である。この口座振替制度の利用者は、近隣市と比較して10%程度低い。今後は、口座振替制度の活用をより一層図られるよう努力して、水道料金の収納の簡素化を図られたい。

#### 5. 固定資産、償却資産及び備品等の記録管理について

固定資産、償却資産の記録管理は適切に行われていた。

備品台帳の記録管理は、概ね適切であつたが、備品の取得年月日の記録がなかつた。備品の取得時期は今後の更新、買い替え等の重要な参考記録であるので、適切な記録管理をされたい。

#### 6. 水源、浄水場、配水施設の維持管理について

水源、浄水場等巡回視察したが、点検記録、施設の管理等適切に運営されていた。

#### 7. 水道施設の建設改良工事について

当市の給水可能地域は、99.9%である。未給水地域は奥多摩街道沿いで、都道の拡幅改良工事の実施を待つて、行う予定である。

以下若干の意見、要望を記述する。

##### (1) 配水管を布設していない市道の配水管新設について

当市はほぼ全域にわたり、給水可能であるが、なお配水管を布設すべき

公道が延長約15,000mある。これらの道路沿線の宅地は、給水管を相当延長して引いている現状である。この地域の市民は工事費の負担を重くしている実状である。受益者の公平な負担の原則からも、できる限り早急に配水管の布設に努力されることを望む。

##### (2) 漏水対策について

当市の有収比率は、昭和59年度86.06%、昭和60年度は9月末日現在85.34%である。

福生市の水道は昭和29年8月に給水が開始され、当時は配水管に石綿管が使われていた。昭和60年3月末日現在この石綿管の布設が延長36,641.7mである。漏水の原因はこれ等にあると思われるが、地震等への対応とも併せ老朽管の取替へを促進し、漏水防止対策には十分努力されることを望むものである。

##### (3) 取水、配水ポンプの更新について

浄水場の取水ポンプ、配水ポンプのうち耐用年数を大幅に経過したものもあり、この更新についても極力進められたい。

#### 8. 委託業務について

委託業務は、水道施設の電気保安業務、設計及び清掃等の業務委託があるが、概ね適切に行われていた。

なお、水道事務所の清掃業務は、業務日誌等記録がない。業務の確認のため何らかの記録が必要である。今後検討されたい。

# 9.1 給水装置に関する業務について

水量水器の購入、受払い台帳及び手数料の収納事務等は、適切に処理されていた。

るべきは、近隣市と比較して10%程度低い。今後は、

をより一層図られるよう努力して、水道料金の

競争力の向上を図るべく、

固定資産、償却資産及び備品等の記録管理について

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

の記録がなかつた。備品の取替時期は今後の更新

## 別表1

### 歳入

予算執行状況に関する

| 款 項 目      | 予 算 現 額     |                   |             |
|------------|-------------|-------------------|-------------|
|            | 予 算 額       | 繰越事業繰越財源<br>充 当 額 | 計           |
| 1 受託水道事業収入 | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 |
| 1 都受託事業収入  | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 |
| 1 管理収入     | 442,421,000 | 0                 | 442,421,000 |
| 2 建設工事収入   | 150,208,000 | 0                 | 150,208,000 |
| 歳入合計       | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 |

### 歳出

| 款 項 目     | 予 算 現 額     |          |             |
|-----------|-------------|----------|-------------|
|           | 予 算 額       | 繰越事業費繰越額 | 計           |
| 1 受託水道事業費 | 592,629,000 | 0        | 592,629,000 |
| 1 水道管理費   | 442,421,000 | 0        | 442,421,000 |
| 1 浄水費     | 60,403,000  | 0        | 60,403,000  |
| 2 配水費     | 235,850,000 | 0        | 235,850,000 |
| 3 給水費     | 43,692,000  | 0        | 43,692,000  |
| 4 受託事業費   | 6,467,000   | 0        | 6,467,000   |
| 5 事務費     | 96,009,000  | 0        | 96,009,000  |
| 2 建設改良費   | 150,208,000 | 0        | 150,208,000 |
| 1 水道改良費   | 65,271,000  | 0        | 65,271,000  |
| 2 水道建設費   | 84,937,000  | 0        | 84,937,000  |
| 歳出合計      | 592,629,000 | 0        | 592,629,000 |

別表1

## 予算執行状況に関する調(受託水道事業会計)

(昭和60年9月30日現在)

歳入

単位:円

| 款 項 目      | 予 算 現 額     |                   |             | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 収 入 率       |             | 説 明 |
|------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
|            | 予 算 額       | 繰越事業繰越財源<br>充 当 額 | 計           |             |             | 予算対比<br>(%) | 調定対比<br>(%) |     |
| 1 受託水道事業収入 | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 | 205,881,674 | 205,881,674 | 34.7        | 100         |     |
| 1 都受託事業収入  | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 | 205,881,674 | 205,881,674 | 34.7        | 100         |     |
| 1 管理収入     | 442,421,000 | 0                 | 442,421,000 | 180,801,092 | 180,801,092 | 40.9        | 100         |     |
| 2 建設工事収入   | 150,208,000 | 0                 | 150,208,000 | 25,080,582  | 25,080,582  | 16.7        | 100         |     |
| 歳入合計       | 592,629,000 | 0                 | 592,629,000 | 205,881,674 | 205,881,674 | 34.7        | 100         |     |

歳出

単位:円

| 款 項 目     | 予 算 現 額     |          |             | 支 出 済 額     | 予 算 残 額     | 執行率<br>(%) | 翌年度<br>繰越額 | 説 明 |
|-----------|-------------|----------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-----|
|           | 予 算 額       | 繰越事業費繰越額 | 計           |             |             |            |            |     |
| 1 受託水道事業費 | 592,629,000 | 0        | 592,629,000 | 176,123,150 | 416,505,850 | 29.7       | 0          |     |
| 1 水道管理費   | 442,421,000 | 0        | 442,421,000 | 155,339,628 | 287,081,372 | 35.1       | 0          |     |
| 1 浄水費     | 60,403,000  | 0        | 60,403,000  | 26,650,098  | 33,752,902  | 44.1       | 0          |     |
| 2 配水費     | 235,850,000 | 0        | 235,850,000 | 66,019,986  | 169,830,014 | 28.0       | 0          |     |
| 3 給水費     | 43,692,000  | 0        | 43,692,000  | 17,367,088  | 26,324,912  | 39.8       | 0          |     |
| 4 受託事業費   | 6,467,000   | 0        | 6,467,000   | 2,873,864   | 3,593,136   | 44.4       | 0          |     |
| 5 事務費     | 96,009,000  | 0        | 96,009,000  | 42,428,592  | 53,580,408  | 44.2       | 0          |     |
| 2 建設改良費   | 150,208,000 | 0        | 150,208,000 | 20,783,522  | 129,424,478 | 13.8       | 0          |     |
| 1 水道改良費   | 65,271,000  | 0        | 65,271,000  | 4,653,060   | 60,617,940  | 7.1        | 0          |     |
| 2 水道建設費   | 84,937,000  | 0        | 84,937,000  | 16,130,462  | 68,806,538  | 19.0       | 0          |     |
| 歳出合計      | 592,629,000 | 0        | 592,629,000 | 176,123,150 | 416,505,850 | 29.7       | 0          |     |

参考資料（昭和60年9月30日現在）

1. 浄水場及び水源

単位：m<sup>2</sup>

| 項 目      | 面 積       |          |
|----------|-----------|----------|
|          | 土 地       | 建 物      |
| 施設       |           |          |
| 第一 浄 水 場 | 1,252.79  | 87.50    |
| 第三 浄 水 場 | 9,727.37  | 1,977.31 |
| 計        | 10,980.16 | 2,064.81 |
| 第二 水 源   | 348.46    | 12.40    |
| 第三 水 源   | 240.27    | 6.00     |
| 第四 水 源   | 借 地       | 6.40     |
| 第五 水 源   | 694.18    | 3.54     |
| 第六 水 源   | 借 地       | 6.40     |
| 第七 水 源   | 73.57     | 7.42     |
| 第八 水 源   | 109.83    | 7.42     |
| 第九 水 源   | 136.78    | 7.43     |
| 第十二 水 源  | 149.56    | 8.28     |
| 第十三 水 源  | 155.57    | 7.40     |
| 第十四 水 源  | 139.06    | -        |
| 計        | 2,047.28  | 72.69    |
| 配水管埋設用地  | 379.04    | -        |
| 合 計      | 13,406.48 | 2,137.50 |

## 2. 給配水の概況

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 給水人口    | 5 2,5 2 8 人          |
| (2) 給水栓数    | 2 0,4 8 7 栓          |
| (3) 総配水量    | 3,3 7 2,8 0 0 立方メートル |
| (4) 一日平均配水量 | 1 8,4 3 1 "          |
| (5) 一日最大配水量 | 2 1,8 0 0 "          |
| (6) 一日最小配水量 | 1 5,0 0 0 "          |
| (7) 総有収水量   | 2,8 7 8,3 9 8 "      |
| (8) 有収率     | 8 5.3 4 %            |

## 3. 水道料金の状況

| 項 目<br>徴収区分 | 件 数         | 金 額            | 構 成 比   |         |
|-------------|-------------|----------------|---------|---------|
|             |             |                | 件 数     | 金 額     |
| 納入通知書       | 4 3,9 0 0 件 | 1 5 5,0 9 0 千円 | 3 6.6 % | 4 3.0 % |
| 口座振替        | 7 5,9 8 4   | 2 0 5,8 3 1    | 6 3.4   | 5 7.0   |
| 計           | 1 1 9,8 8 4 | 3 6 0,9 2 1    | 1 0 0.0 | 1 0 0.0 |

## 4. 給配水管修理件数

単位：件

| 区 分     | 配 水 管 | 給 水 管 | 計     |
|---------|-------|-------|-------|
| 自 然 漏 水 | 3     | 1 0 3 | 1 0 6 |
| 工事破損漏水  | 1     | 3 1   | 3 2   |
| 計       | 4     | 1 3 4 | 1 3 8 |

導水管、消火栓修理は無し

## 5. 水源内訳

| 水源 | 所 在 地                | さく井年月日        | 内 径                | 深 度                | 毎 時 揚 水 量                    |
|----|----------------------|---------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 2  | 福生市福生 2 1 4 - 4      | 昭和 31. 12. 21 | 2 5 0 <sup>m</sup> | 1 5 0 <sup>m</sup> | 5 3 <sup>m<sup>3</sup></sup> |
| 3  | " " 8 4 6 - 3        | " 34. 3. 28   | "                  | "                  | 3 2                          |
| 4  | " 牛浜 1 6 2           | " 35. 5. 25   | "                  | 1 6 0              | 5 5                          |
| 5  | " 福生 2 3 0 4 - 1     | " 33. 6. 25   | "                  | 1 5 0              | 6 0                          |
| 6  | " 熊川 8 4 2           | " 37. 2. 23   | "                  | 1 6 0              | 6 2                          |
| 7  | " " 1 3 0 5 - 7      | " 38. 7. 5    | 3 0 0              | 1 5 0              | 9 4                          |
| 8  | " 武蔵野台 1 - 2 0 - 1 1 | " 40. 1. 22   | "                  | 1 8 0              | 3 6                          |
| 9  | " " 1 - 5 - 1 2      | " 40. 9. 3    | "                  | 2 0 0              | 3 6                          |
| 10 | " " 2 - 3 2          | " 41. 3. 4    | "                  | 1 6 9              | 1 0                          |
| 12 | " 熊川 1 0 7 6 - 5     | " 43. 3. 28   | 3 5 0              | 1 6 0              | 6 4                          |
| 13 | " " 1 4 1 6 - 2      | " 43. 3. 18   | 3 0 0              | 1 6 0              | 7 5                          |
| 14 | " " 1 6 6 6 - 1 2    | " 43. 7. 8    | 3 5 0              | 1 8 0              | 1 3 3                        |

2. 給配水の概況

6. 水質試験結果表

5 2.5 2 8 人 管内取水

| 採 水 月 日                            | 昭和60年10月23日        |        |
|------------------------------------|--------------------|--------|
| 採 水 場 所                            | 浄水場内配水管末           |        |
|                                    | 武蔵野台2-32           | 南田園1-4 |
| 水 温 ( $^{\circ}\text{C}$ )         | 14.5               | 18.0   |
| 濁 度 (度)                            | 0.0                | 0.0    |
| 色 度 (度)                            | 0                  | 0      |
| P H 値                              | 7.4                | 7.4    |
| 電気伝導率 ( $\text{US}/\text{cm}$ )    | 152                | 158    |
| 過マンガン酸カリウム消費量 ( $\text{mg}/\ell$ ) | 0.6                | 0.9    |
| 残留塩素 ( $\text{PPm}$ )              | 0.4                | 0.4    |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ( $\text{mg}/\ell$ ) | 1.6                | 1.7    |
| 塩素イオン ( $\text{mg}/\ell$ )         | 6.4                | 6.4    |
| 臭 気 ・ 味                            | 無し                 | 無し     |
| 一般細菌 ( $1\text{ml}$ 中)             | 0                  | 0      |
| 大腸菌群 ( $50\text{ml}$ )             | (-)                | (-)    |
| 判定及び意見                             | 水道法による水質基準に適合する    |        |
| 試験期日                               | 昭和60年10月23日~10月26日 |        |
| 試験機関                               | 東京都水道局多摩水道対策本部     |        |

水質試験は毎月1回定期的に行われている。

昭和 6 0 年 度

第 5 回

# 定期監査報告書

(工 事 監 査)

建 設 部 土 木 課

福 生 市 監 査 委 員

写

福監発第 3075 号

昭和61年2月10日

定期監査(工事)結果報告書

福生市長

田 村 匡 雄

殿

福生市議会議長

森 田 治 男

2. 監査の期間

昭和60年11月18日から60年12月18日まで

福生市監査委員 山下 久 吉印

3. 監査の方針

同 村 尾 栄 次印

この工事監査は、市建設行政の事務、事業の適正化、円滑化、を図るため、工事の設計及び施工は法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているかを調査し、その結果を報告する。

昭和60年度第5回定期監査(工事)の結果について(報告)

この工事監査実施にあたっては、専門技術面についての調査を

地方自治法第199条第3項の規定により、定期監査(工事)を行つたので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

今回の工事監査を行つたのは、建設部土木課所管の工事の計画、設計及びその施工についてであつたが、その監査結果は、おおむね適切かつ良好な執行がなされていると認められるが、一部において今後検討是正を要する事項もあるので、以下若干の意見を付し、工事監査の概要を記述する。